第五十条の三十一の九第一項を次のように改める。

準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第五十条の三十一の十一第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第五十条の三十一の七に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第五十条の三十一の十五及び第五十条の三十一の十七第二号ロにおいて「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

二　特定貯金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定貯金等契約と同一の内容の特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定貯金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）

三　既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ　当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ　当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第五十条の三十一の十七第二号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

第五十条の三十一の九第二項中「前項第二号」を「前項第一号の規定による外貨貯金等書面の交付及び同項第三号ロ」に改め、同条に次の二項を加える。

3　外貨貯金等書面を交付した日（この項の規定により外貨貯金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）には、当該締結の日において外貨貯金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4　契約締結前交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定貯金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定貯金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定貯金等契約と同一の内容の特定貯金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

第五十条の三十一の十五第一項を次のように改める。

契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨貯金等書面を交付した場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

二　特定貯金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定貯金等契約と同一の内容の特定貯金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定貯金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。）

三　既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約が成立した場合においては、次に掲げるとき。

イ　当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ　当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

第五十条の三十一の十五第二項中「前項第二号」を「前項第三号ロ」に改め、同条に次の二項を加える。

3　外貨貯金等書面を交付した日（この項の規定により外貨貯金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）には、当該締結の日において外貨貯金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4　契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定貯金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定貯金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定貯金等契約と同一の内容の特定貯金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

第五十条の三十一の十七第二号中「契約締結前交付書面又は契約変更書面」を「次に掲げる書面」に「（契約変更書面」を「（ハに掲げる書面」に、「当該契約変更書面」を「当該書面」に改め、同号に次のように加える。

イ　契約締結前交付書面

ロ　外貨貯金等書面

ハ　契約変更書面

第五十一条第三項第四号中「の一件当たりの金額が百万円以上」を削り、「含む。」を「含む。以下この号において同じ。」のうち、組合等の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改める。

別紙様式第五号目次の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　法第121条の8第1項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第121条の8第1項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書において、代表者又は管理人の婚姻前の氏名を当該代表者又は管理人の氏名に併せて記載して主務大臣に提出している場合には、その後に当該代表者又は管理人の氏名のみを記載した当該届出書を主務大臣に提出するまでの間は、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該代表者若しくは管理人の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該代表者若しくは管理人の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

2　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

別紙様式第五号5記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同記載上の注意に1として次のように加える。

1　法第121条の8第1項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第121条の8第1項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書において、役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて記載して主務大臣に提出している場合には、その後に当該役員の氏名のみを記載して主務大臣に提出するまでの間は、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該役員の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

別紙様式第五号7記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同記載上の注意に1として次のように加える。

1　法第121条の8第1項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第121条の8第1項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書において、役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて記載して主務大臣に提出している場合には、その後に当該役員の氏名のみを記載した当該届出書を主務大臣に提出するまでの間は、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該役員の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。